

令和7年度まつのやま学園部活動指導計画

1 活動のねらい

- ・ 趣味や特技を伸ばす活動を通して、豊かな教養を身に付けるとともに、生活習慣の向上を図る。
- ・ 児童生徒自身の自治的集団として、自ら計画して実践する態度を育てる。
- ・ 異年齢集団で切磋琢磨しあう活動を通して、節度ある言動や基本的な行動様式等の社会性を身に付けるとともに、様々な活動を通して児童生徒同士・生徒と教師の豊かな人間関係を培う。
- ・ 心身を鍛えるとともに、技術の向上やルール・マナーを身に付ける。
- ・ 地域の人材や資源を生かした魅力がある部活動を展開し10年後を見越した持続可能な部活動とする。

2 活動の方針

- ・ 部活動の成果が他の学校生活全般にも生かされるようにする。
- ・ 話し合い、計画し、実践する活動を通して自治的能力を身に付け、明るく楽しい活動が展開できるようにする。
- ・ ルールやマナーを徹底する。
- ・ 発達段階に応じた活動となるように時間や内容を配慮する。

3 対象児童生徒

ステップ期・ジャンプ期の5～9年生

4 設置部と担当指導者

部活動名	顧問	外部指導者	主な活動場所	集会場所
スポーツ	河上、林、小谷、柳和		グラウンド、体育館	会議室
文化	堀井、柳佐、柳教頭、井上		音楽室、美術室、技術室	音楽室
自然科学	齋藤、本多、市川教頭	小林 誠	理科室、森の学校キョロロ	理科室
アウトドア	志太、安村、阿部、高橋眞、市川	村山 英明	グラウンド、大巖寺高原	多目的室
特設アルペン	安村、阿部、田中	小野塚和生	スキー場	9年生教室
特設クロス	河上、林、小谷、柳和	南雲 紘海	クロカンコース	8年生教室
特設駅伝	河上、林		グラウンド、体育館	会議室

5 活動上の留意事項

- (1) 中学部生徒は原則全員入部し、3年間継続することが望ましい。ただし、転部は認める。その場合、本人・学級担任・顧問及び保護者で話し合う。
5・6年生は、希望した児童が入部できる。1年間継続することが望ましい。

- (2) 活動時間及び日数について

※「十日町市立学校の運動部活動の方針」に則り、活動時間及び日数を設定する。

活動時間	学期中：平日2時間 週休日等：3時間程度（練習試合や大会等を除く） 長期休業中：平日・週休日等3時間程度（練習試合や大会等を除く）
休養日	週当たり2日以上（平日は1日以上、週休日等1日以上）を設けることを原則とし、年間100日以上、週休日等に50日以上の休養日を設定する。

- ① ○中学部 平日（火曜日～金曜日） 終了時刻 完全下校時刻
17:20 17:30

* 中学部生徒のみ、大会・コンクールシーズン（中体連大会や吹連主催大会1か月前を目途とする）は学園長の許可、保護者の承諾を得て延長することができる（下校時刻

は、18:15までとする。ただし、バス時間等を考慮して強制はしない。

○小学部 平日（水曜日・金曜日） 終了時刻 完全下校時刻
17:20 17:30

＊5・6年生は、音楽交歓会の1ヶ月前を目途に音楽活動を行う。松之山スキー競技会の2ヶ月前を目途に「特設クロカン部」に入部することができる。

＊「特設クロカン」は松之山スキー競技会後、通常の部活動で活動する。しかし、その後の大会に出場したい場合は活動を継続できる（例：中越学童希望者…2月下旬まで）。

② 土曜日・日曜日・祝祭日

・土日休日の部活動は原則行わない。活動する場合は、学園長に事前の許可を得、部活動計画書を提出する。

・小学部児童は、原則として活動は行わない。ただし、各種大会・記録会等の参加は、保護者の応諾のもと、保護者送迎にて参加可能とする。

③ 長期休業中

・長期休業中部活動計画により休業前に計画を立てる。

・小学部児童は、基本的に活動は行わない。

④ テスト期間中

・定期テスト7日前から活動を停止する。小学部児童も同様とする。

⑤ 朝練習について

・部活動延長期間のみ、学園長の許可、保護者の承諾を得た場合のみ認める。

活動時間は7:35～8:05とする。

・部員の地域、家庭環境を十分考慮したうえで保護者の応諾を得る。

・小学部児童は、活動は行わない。

(3) 活動の約束

① カバン等は活動場所に持参するか、割り当てられた場所に整然と置く。なお貴重品については必ず学級担任か顧問に預ける。

② 各部とも年間活動計画を作成し、効率的・効果的な活動に心掛ける。

③ 各部とも部内の現状を常に把握するとともに、保護者との連携を図る。

④ 大会等参加計画は起案後、学園長と養護教諭に提出、教務室に1部掲示する。中体連以外の大会や合宿の参加については、保護者から参加応諾書を提出してもらう。

⑤ 活動中の服装は、体育着か各部で認めたものとする。

⑥ スキー部員については、夏季は他の部に所属する。どちらの活動も精一杯行うこと。

⑦ 休日の活動時の登下校方法については、平日の約束に準ずる。自転車での登下校を希望する者は、部活動自転車通学許可書を提出すること。

(4) 年度初めの動き

入部までの日程

4月 7日（月） 始業式 部活動顧問発表

8、9年生部活動入部届 配布

9日（水） 8、9年生部活動入部届 提出締切

生徒会オリエンテーション（部活動説明）5～7年生部活動入部届 配付

15日（火） 7年生部活動体験開始

16日（水） 5～6年生部活動体験開始 ※水・金のみ

22日（火） 5～7年生部活動入部届 提出締切 （正式入部は5月2日）

5月 1日（木） 7～9年生は、PTA総会後に保護者向け部活動連絡会を行う

6 その他

(1) 部活動の設置については、つくし会規約第14条2より「設置される部活動は、児童生徒数を勘案して決定」する。ただし、児童生徒数の減少に伴い、入部者がいない場合でも廃部にはせず、休部とする。

(2) スポーツ庁からの「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」を踏まえて、持続可能な部

活動と教師の負担軽減について検討を進めていく。

- (3) スポーツ部は令和8年度の休日の地域部活動移行に向けて、地域スポーツ団体の活動等を生徒・保護者に案内する。また、スムーズな移行ができるように可能な限り合同練習などに参加する。
- (4) 令和6年度から文化部を設置する。児童生徒が目標に向かって活動でき、充実感や達成感を得られるような活動をしていく。しかし、初年度ということもあるため活動内容は今年度、活動を通して精査していく。
- (5) 令和7年度から土日休日の部活動は原則行わない。
- (6) 設置部活動以外のスポーツ活動は、部活動として取り扱いを行わない。